

# 厚生労働省ホームページ掲載情報の確認方法

## 目 次

厚生労働省ホームページ	1
①輸入食品の手続き、通知などを調べる	
食品衛生法に基づく輸入手続	2
登録検査機関一覧	2
外国公的検査機関一覧	2
輸入食品監視支援システムコード	2
モニタリング検査の包括検査項目確認方法	3
輸入食品監視指導計画	4
検査命令実施通知	4
モニタリング検査実施通知	4
その他の監視指導に関する通知	4
検査命令通知の確認方法	4
モニタリング検査通知の確認方法	5
違反事例情報	5
参考情報	5
②食品添加物について調べる	6
合成香料の確認方法	7
③遺伝子組換え食品について調べる	8
④残留農薬等について調べる	9
⑤器具・容器包装・おもちゃについて調べる	11
⑥食品の一般規格基準、食品別規格基準を調べる	12

神戸検疫所食品監視課

輸入食品相談指導室 作成

2018年3月更新

The screenshot shows the MHLW homepage with the following elements:

- Header:** Ministry of Health, Labour and Welfare logo and name. Search bar and utility links like '国民参加の場'.
- Navigation:** テーマ別を探す, 報道・広報, 政策について, 厚生労働者について, 統計情報・白書, 所管の法令等, 申請・募集・情報公開.
- Main Content:**
  - 一億総活躍社会
  - 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります
  - 待機児童対策
  - 社会保障制度改革
  - 「働き方改革」の実現に向けて
  - 受動喫煙防止対策
- News (新着情報):** Includes links for recruitment information, labor statistics, and other news.
- Field Information (分野別の情報):**
  - 健康・医療 (highlighted with a red box)
  - 子ども・子育て
  - 福祉・介護
- Photo Report (フォトレポート):** 2月1日, イイホール＆カンパレンスセンター, 平成29年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰式.
- COVID-19 Update (コロナアップデート):** 感染症情報, インフルエンザ適合ページ, 海外における感染症の発生状況, 海外での感染症患者.
- Healthcare 2035 (保健医療 2035):** JAPAN VISION HEALTH CARE 2035.

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品

The '食品' page includes:

- Header:** 食品 (Food) title and navigation links.
- Main Text:** 食品の安全性確保を通じた国民の健康のために. 食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組み、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための取組を行っています。
- Image Grid:** A row of four images showing food safety and production processes.

スクロールダウン

The '各施策情報' section lists the following policies:

- 輸入食品 ①:** 輸入食品に関する手続や関税は、厚生労働省における取り組みを紹介しています。
- 食品添加物 ②:** 食品添加物について、そのルールや安全性の確認方法について紹介しています。
- 遺伝子組換え食品 ③:** どのような遺伝子組換え食品の安全性を確認しているのかなど、審査状況や関連資料を紹介しています。
- 農薬残留 ④:** 基準を超えて残留する食品の販売、輸入が禁止されている農薬「ポジティブリスト制度」や残留基準の設定方法を紹介しています。
- 器具・容器包装 ⑤:** 器具・容器包装（おもちゃ）に関する規格基準や規格の表示方法に係る規制の情報を紹介します。

## ①輸入食品の手続き、通知などを調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [輸入食品監視業務](#)



スクロールダウン



### ①輸入手続

食品衛生法に基づく輸入手続

手続の流れ、届出書の書き方などが掲載されています。

届出関係様式もダウンロードできます

登録検査機関一覧


登録検査機関が掲載されています。命令検査、自主検査の依頼をする参考にしてください。

外国公的検査機関一覧

外国公的検査機関が掲載されています。輸出国で自主検査の依頼をする際の参考にしてください。

輸入食品監視支援システムコード

届出書に記載する関連コードの検索ができます。

 **モニタリング検査の包括検査項目確認方法**

検疫所より交付された検査結果通知書に包括検査項目が記載されている場合、以下のホームページで具体的な検査項目が確認できます。

[輸入食品監視支援システムコード](#)をクリックすると NACCS 掲示板業務コード集に移動します。

スクロールダウン

- ① 畜水産食品には、抗生物質、合成抗菌剤の包括検査項目リストが掲載されている。
- ② 農産食品には、残留農薬の包括検査項目リストが掲載されている。

①

包括検査項目	検査項目名	下限値(ppm)
抗生物質A	オキシテトラサイクリン	0.02
	クロルテトラサイクリン	0.03
	テラサイクリン	0.02
抗生物質B	セフトリアキソン	0.05
	セフトキシム	0.05
	セフトロキシム	0.01
抗生物質C	エリスロマイシン	0.05
	オシエドマイシン	0.05
	タイロシチン	0.01
畜産抗菌薬	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
畜産抗菌薬	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
畜産抗菌薬	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
畜産抗菌薬	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05
	スルファミグリン	0.05

②

包括検査項目	検査項目名	下限値(ppm)
残留農薬CG	EPH	0.01
	エチオン	0.01
	キナルホス	0.01
	クロルピリホス	0.01
	クロルピリホスエステル	0.01
	ジスルホトン(本体のみ)	0.01
	フェニロチオン	0.01
	プロバホス	0.01
	プロフェノホス	0.01
	プロモホスエチル	0.01
残留農薬C+	ホレート	0.01
	トリアリホス	0.02
	フェニロチオン	0.01
	プロフェノホス	0.01
	ホスファミドン	0.01
	ホレート	0.01
	エノスルホリン	0.01
	カルフェントラン/エチル	0.01

## ②監視指導・統計情報



### ①輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣が定める輸入食品等について、国が行う監視指導の実施に関する計画が掲載されている。

### ②検査命令実施通知

検査命令に該当する品名、輸出国等が掲載されている。

### ③モニタリング検査実施通知

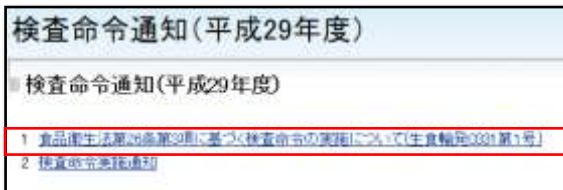
モニタリング検査について掲載されている。

### ④その他の監視指導に関する通知

検査命令、モニタリング検査以外の通知が掲載されている。



## 検査命令通知の確認方法



### 別表 1

検査命令リストが掲載されている。

### 別表 2～4

サンプリング方法が掲載されている。

### 別途指示等

別表 1に記載された指示事項や衛生証明書の様式が掲載されている。

品名	輸出国	検査項目	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(牛肉)	アメリカ合衆国	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(豚肉)	アメリカ合衆国	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(鶏肉)	アメリカ合衆国	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(牛肉)	オーストラリア	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(豚肉)	オーストラリア	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(鶏肉)	オーストラリア	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(牛肉)	ニュージーランド	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(豚肉)	ニュージーランド	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い
生食輸肉(鶏肉)	ニュージーランド	サルモネラ属菌	検査方法	検査結果	検査結果の取扱い

命令検査品目リスト (別表 1)



## モニタリング検査通知の確認方法

### 平成29年度モニタリング実施通知

- ▶ [「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について\(生食輸発0331第2号\)](#)
- ▶ [モニタリング検査実施通知](#)



### 「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(生食輸発0331第2号)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(生食輸)

- ▶ [別表2](#)
- ▶ [別表3](#)
- ▶ [別表4](#)
- ▶ [別表5](#)
- ▶ [別表6](#)
- ▶ [別表7](#)
- ▶ [別表8](#)
- ▶ [別表9](#)
- ▶ [別表10](#)
- ▶ [別表11](#)
- ▶ [別表12](#)
- ▶ [別表13](#)
- ▶ [別表14](#)
- ▶ [別表15](#)
- ▶ [別表16](#)
- ▶ [別表17](#)
- ▶ [別表18](#)
- ▶ [別表19](#)
- ▶ [別表20](#)
- ▶ [別表21](#)
- ▶ [別表22](#)
- ▶ [別表23](#)
- ▶ [別表24](#)
- ▶ [別表25](#)
- ▶ [別表26](#)
- ▶ [別表27](#)
- ▶ [別表28](#)
- ▶ [別表29](#)
- ▶ [別表30](#)
- ▶ [別表31](#)
- ▶ [別表32](#)
- ▶ [別表33](#)
- ▶ [別表34](#)
- ▶ [別表35](#)
- ▶ [別表36](#)
- ▶ [別表37](#)
- ▶ [別表38](#)
- ▶ [別表39](#)
- ▶ [別表40](#)
- ▶ [別表41](#)
- ▶ [別表42](#)
- ▶ [別表43](#)
- ▶ [別表44](#)
- ▶ [別表45](#)
- ▶ [別表46](#)
- ▶ [別表47](#)
- ▶ [別表48](#)
- ▶ [別表49](#)
- ▶ [別表50](#)
- ▶ [別表51](#)
- ▶ [別表52](#)
- ▶ [別表53](#)
- ▶ [別表54](#)
- ▶ [別表55](#)
- ▶ [別表56](#)
- ▶ [別表57](#)
- ▶ [別表58](#)
- ▶ [別表59](#)
- ▶ [別表60](#)
- ▶ [別表61](#)
- ▶ [別表62](#)
- ▶ [別表63](#)
- ▶ [別表64](#)
- ▶ [別表65](#)
- ▶ [別表66](#)
- ▶ [別表67](#)
- ▶ [別表68](#)
- ▶ [別表69](#)
- ▶ [別表70](#)
- ▶ [別表71](#)
- ▶ [別表72](#)
- ▶ [別表73](#)
- ▶ [別表74](#)
- ▶ [別表75](#)
- ▶ [別表76](#)
- ▶ [別表77](#)
- ▶ [別表78](#)
- ▶ [別表79](#)
- ▶ [別表80](#)
- ▶ [別表81](#)
- ▶ [別表82](#)
- ▶ [別表83](#)
- ▶ [別表84](#)
- ▶ [別表85](#)
- ▶ [別表86](#)
- ▶ [別表87](#)
- ▶ [別表88](#)
- ▶ [別表89](#)
- ▶ [別表90](#)
- ▶ [別表91](#)
- ▶ [別表92](#)
- ▶ [別表93](#)
- ▶ [別表94](#)
- ▶ [別表95](#)
- ▶ [別表96](#)
- ▶ [別表97](#)
- ▶ [別表98](#)
- ▶ [別表99](#)
- ▶ [別表100](#)

#### 別表 2

モニタリング検査強化リスト掲載

#### 別表 3

輸入毎に自主検査指導品目・輸出者、製造者等が掲載されている。

#### 別表 4～6

サンプリング方法が掲載されている。

### ③違反事例情報

違反事例

このページでは、輸入時検査等において食品衛生法違反となった事例に関する情報を掲載しています。

違反事例速報(平成25年度)

輸入時における輸入食品違反事例

[4月 17日](#)
[5月 17日](#)
[6月 18日](#)
[7月 18日](#)
[8月 18日](#)
[9月 18日](#)
[10月 18日](#)
[11月 18日](#)
[12月 18日](#)
[1月 18日](#)
[2月 18日](#)
[3月 18日](#)

違反事例速報(平成24年度)

輸入時における輸入食品違反事例

[4月 18日](#)
[5月 18日](#)
[6月 18日](#)
[7月 18日](#)
[8月 18日](#)
[9月 18日](#)
[10月 18日](#)
[11月 18日](#)
[12月 18日](#)
[1月 18日](#)
[2月 18日](#)
[3月 18日](#)

輸入食品に関する違反事例が掲載されている。  
輸入時の自主検査等安全確認の参考にしてください。

### ④参考情報

参考資料:輸入食品の安全を守るために

参考資料

このページでは、輸入食品の監視指導や衛生管理等に関する参考情報を掲載しています。

[輸入加工食品の自主管理に関する指針\(ガイドライン\)](#)

[輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政計画・監視結果に基づく勧告への対応](#)

[食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び\(停止処分\)の取扱い\(指針\(ガイドライン\)\)](#)

[輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会\(平成19年7月30日～8月6日\)](#)

輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)  
輸入前に行う調査の参考にしてください。

## ②食品添加物について調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [食品添加物](#)

健康・医療 食品添加物

食品添加物の概要 規制の紹介 法令・規制 関連情報

トピックス

2023年07月の投稿 2023年07月に更新された情報

概要

食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるものです。厚生労働省は、食品添加物の安全性について食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や、使用の基準を定め、使用を認めています。また、使用が認められた食品添加物についても、国民一人当たりの摂取量を調査するなど、安全の確保に努めています。

分かりやすい資料

食品添加物に関する規制の概要 (PDF)  
食品添加物の安全性について (国産農産物HP)

GO TO ENGLISH

よくある質問

(事業者向け)

事業者向け情報をクリックします

事業者向け情報をクリックします

## よくある質問 (事業者向け)

### Q1. 食品添加物を使用できるかどうかを確認したいのですが？

#### (1) 使用できる添加物の品目について

日本で使用が可能な添加物は、指定添加物、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物です。

品目一覧はこちら

- 指定添加物リスト(規則別表第1)
- 既存添加物名簿
- 天然香料基原物質リスト
- 一般飲食物添加物リスト

日本で使用できる食品添加物のリストが確認できます

#### (2) 添加物の規格について

品質の安定した食品添加物が流通するよう純度や成分について遵守すべき項目(成分規格)が定められているものがあります。

詳細はこちら

- 第8版食品添加物公定書(成分規格・保存規格)

食品添加物の成分規格が確認できます

#### (3) 使用が可能な食品について

食品添加物には使用基準(使用上限量、対象食品など)が定められているものがあり、その使用基準の範囲内において使用が認められています。

詳細はこちら

- 添加物使用基準リスト

食品添加物の使用できる食品、使用量が確認できます

なお、食品添加物の食品への使用にあたってご不明な点がございましたら、お近くの保健所又は検疫所輸入相談窓口へお問い合わせください。



## 合成香料の確認方法

健康・医療 **食品添加物**

[添加物リスト等](#)
[施設紹介](#)
[法令・通知](#)
[関連情報](#)

トピックス [トピックス一覧](#)

2013年07月04日掲載 [アルミニウムに関する情報](#)  
 0年00月00日更新 [国際肌用添加物の指定](#)

スクロールダウン

**指定添加物**

食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が使用してよいと定めた食品添加物です。食品衛生法施行規則別表1に記載されています。この指定の対象には、化学的合成品だけでなく、天然物も含まれます。なお、香料については「エステル類」等の一括名称で指定した18類の分類に該当すると判断したものを通知で示しています。

[指定添加物リスト\(規則別表第1\)](#)  
 ・18類香料リスト  
[PDF\(470KB\)](#)  
[image\(727KB\)](#)  
[添加物使用基準リスト\(※既存添加物も含む\)](#)

合成香料は個別に指定されている物質と一括名称で指定されている18類があります。個別指定されている物質は、指定添加物リスト（規則別表第1）で確認してください。指定添加物リストに無い場合は、18類香料リストで確認してください。

SE	英名	旧英名	和名	旧和名	類	類番	CAS番号
1	acetaldehyde 2,3-butanediol acetal	acetaldehyde 2,3-butanediol acetal	アセアルデヒド 2,3-ブタンジオール アセタール	アセアルデヒド 2,3-ブタンジオール アセタール	エーテル類	3	3293-32-9
2	acetaldehyde amyl butyl acetal	acetaldehyde amyl butyl acetal	アセアルデヒド アミルブチル アセタール	アセアルデヒド アミルブチル アセタール	エーテル類	3	
3	acetaldehyde amyl hexyl acetal	acetaldehyde amyl hexyl acetal	アセアルデヒド アミルヘキシル アセタール	アセアルデヒド アミルヘキシル アセタール	エーテル類	3	
4	acetaldehyde amyl methyl acetal	acetaldehyde amyl methyl acetal	アセアルデヒド アミルメチル アセタール	アセアルデヒド アミルメチル アセタール	エーテル類	3	73142-32-2
5	acetaldehyde benzyl ethyl acetal	acetaldehyde benzyl ethyl acetal	アセアルデヒド ベンジルエチル アセタール	アセアルデヒド ベンジルエチル アセタール	エーテル類	3	66222-24-0
6	acetaldehyde benzyl hexyl acetal	acetaldehyde benzyl hexyl acetal	アセアルデヒド ベンジルヘキシル アセタール	アセアルデヒド ベンジルヘキシル アセタール	エーテル類	3	
7	acetaldehyde benzyl 2-methoxyethyl acetal	acetaldehyde benzyl 2-methoxyethyl acetal	アセアルデヒド ベンジル 2-メトキシエチル アセタール	アセアルデヒド ベンジル 2-メトキシエチル アセタール	エーテル類	3	7492-39-9
8	acetaldehyde butyl ethyl acetal	acetaldehyde butyl ethyl acetal	アセアルデヒド ブチルエチル アセタール	アセアルデヒド ブチルエチル アセタール	エーテル類	3	57006-67-6

訂正済別紙4行高さ調整下線無し

**注意：**企業秘密などで、香料製造者より詳細な香料成分が開示されない場合は、日本の食品衛生法で認められた香料のみを使用している旨の書類を入手してください。



### ③ 遺伝子組換え食品について調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 遺伝子組換え食品

健康・医療
遺伝子組換え食品

#### 遺伝子組換え食品とは

厚生労働省は、平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査を食品衛生法上の義務としています。  
 遺伝子組換え食品とは何か、人の健康への影響はないのか、厚生労働省ではどのようにして安全性の確認をしているのかなど、様々な疑問にお答えします。

#### 遺伝子組換え食品の安全性について(消費者向けパンフレット:平成24年3月改訂)



■ 全体版 [1,755KB]

■ 内容例

1. 遺伝子組換えとはなんですか？
2. 遺伝子組換え食品(作物)にはどんなものがありますか？  
どこで作られているのですか？
3. 遺伝子組換え食品を食べても大丈夫ですか？
4. 日本ではどのように安全性のチェックをしているのですか？
5. 遺伝子組換え食品にはどのような表示がされますか？

#### 遺伝子組換え食品Q&A(平成23年6月1日改訂第9版)



スクロールダウン



■ 全体版 [735KB]

■ 内容例

E-3 遺伝子組換え食品がアレルギーを引き起こすかどうかについては、どのような確認がされているのですか。  
 F-1 遺伝子組換え食品に対してどのような懸念がありますか。  
 F-2 これまでに遺伝子組換え食品を食べる健康に影響を及ぼした例はありますか。

### ④ 残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物 について調べる

#### 遺伝子組換え食品及び添加物の安全性に関する審査状況

- 安全性審査の手続きを待たずに公表がなされた遺伝子組換え食品及び添加物一覧[299KB]
- 安全性審査の結果、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き第3条第5項の規定を適用した品目一覧(セルフラクローニング、ナチュラルオカレンス、高度精製品)[310KB]
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き第3条第5項の規定に基づき厚生労働省に届出された高度精製添加物一覧[336KB]
- 安全性審査終了中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト[83KB]
- [組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものでないもの]に該当する品目一覧[84KB]
- 安全性の審査を待たずに公表がなされた品種同士の掛け合わせ品種一覧[84KB]
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準への適合が確認された施設一覧[217KB]

安全審査が終了したリストが確認できます

安全性審査の手続きを待たずに公表がなされた遺伝子組換え食品及び添加物一覧  
 平成23年10月17日現在

厚生労働省医薬食品局食品部  
 平成25年10月4日現在

対象品目	名称	性質	申請者/開発者等	備考	
大豆(大豆製品)	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	大豆(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
小麦(小麦製品)	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30
	小麦(遺伝子組換え)	食品原料	日本ペーパー工業株式会社	Meiji (Meiji)	2001.5.30

安全性審査の手続きを待たずに公表がなされた遺伝子組換え食品及び添加物一覧  
 (セルフラクローニング、ナチュラルオカレンス、高度精製品)

厚生労働省医薬食品局食品部  
 平成25年10月4日現在

食品衛生法に基づく安全性審査の申請がなされた組換えDNA技術応用食品及び添加物のうち、内閣府食品安全委員会(平成15年6月までは厚生労働省)にてセルフラクローニング※1、ナチュラルオカレンス※2又は高度精製品※3に該当すると判断されたものは、自然界でも起こりうる組換えであることや、組換え技術によるタンパク質などが含まれていないことから、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き(平成12年厚生省告示第233号)第3条第5項の規定に基づき、組換えDNA技術応用食品及び添加物に該当しないとみなしています。

※1 組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類上の同一の種に属する微生物のDNAのみである微生物と判断されたものをいう。  
 ※2 組換え体と同等の遺伝子構成を持つ細胞が自然界に存在する微生物と判断されたものをいう。  
 ※3 組換えDNA技術を用いて製造された添加物(アミノ酸類、ビタミン類、ミネラル類)に該当する品目は、安全性審査を待たずに公表がなされた品目(平成17年4月28日食品安全委員会決定)によって登録されたものをいう。

対象品目	生産源種	申請者/開発者等	備考
ジェンガム	Sphingomonas afraus F20-1株	三菱薬エフ・エフ・アイ株式会社	Kako Biopolymers H12.12.11 審議会決定*
糖化酵素	Saccharomyces cerevisiae RA0040株	山口興産技術センター	山口興産技術センター H13.4.27 審議会決定
β-グルコシダーゼ	Escherichia coli MF347pFLA06株	協和発酵工業株式会社	協和発酵工業株式会社 H13.6.26 審議会決定
β-グルコシダーゼ	Escherichia coli MC1000p1370株	協和発酵工業株式会社	協和発酵工業株式会社 H13.6.26 審議会決定
糖性フェスファターゼ	Escherichia coli (生菌製法なし)	味の素株式会社	味の素株式会社 H13.9.18 審議会決定
グルコシダーゼ	Streptomyces rubiginosus STC-600株	ジェンコファインダー・バイオ・ラボ	ジェンコファインダー・バイオ・ラボ H13.9.18 審議会決定
α-アミラーゼ	Bacillus licheniformis T300株	ジェンコファインダー・バイオ・ラボ	ジェンコファインダー・バイオ・ラボ H13.11.13 審議会決定
キチナーゼ	Xanthomonas campestris NAWX-1株	三菱薬エフ・エフ・アイ株式会社	Kako Biopolymers H14.1.30 審議会決定

※厚生労働省薬事・食品衛生審議会において、遺伝子組換え食品及び添加物に該当しないとみなした品目については、セルフラクローニング又はナチュラルオカレンスのどちらに該当するかの個別判断は行っておりません。

## ④残留農薬等について調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [残留農薬等](#)

健康・医療
食品中の残留農薬等

■ [施策紹介](#) ■ [関連情報](#)


食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物

[法令・通知検索](#)

### 概要

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準を設定しています。残留基準は、食品安全委員会が人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。農薬などが、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により、禁止されています(いわゆる「ポジティブリスト制度」)。

農薬が基準を超えて残留することのないよう、農林水産省が、残留基準に沿って、農薬取締法により使用基準を設定しています。また、食品の輸入時には、検疫所において、残留農薬の検査等を行っています。



### 関連情報

#### 関連法令等

- [厚生省告示370号\(昭和34年12月28日\)食品、添加物等の規格基準\(抜粋 残留農薬等関係\)\(平成25年8月13日更新\)](#)
- [平成17年11月29日公布平成17年厚生労働省告示第497、498及び499号](#)  
(参考)食品中の残留農薬等の基準値を調べるにはこちらが便利です。
- [基準値データベース<英語版>\(財団法人 日本食品化学研究振興財団\)](#)
- [農産物等の食品分類表 \(154KB\)](#)

基準値データベースをクリックします

公益財団法人日本食品化学研究振興財団のホームページが開きます

残留農薬等基準  
トップページ

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

### 残留農薬等ポジティブリスト制度について

(食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の検査量)

食品は、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)が厚生労働大臣の定める量(一律基準)を超えて残留するものであってはならない。ただし、以下に食品の規格(残留基準)が定められて、その限りでない。(食品衛生法第11条第3項(参考))

厚生労働大臣の定める量(一律基準)： 0.01ppm (平成17年厚生労働省告示第497号)

人の健康を害するおそれのない範囲で、上記の量と同等以上の物質一覧表 (平成17年厚生労働省告示第498号)

食品の規格(残留基準)： [食品に残留する農薬等の検査量一覧表](#) (平成25年4月12日更新: 更新履歴)

この一覧表は、当該食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A 食品一般の成分規格1~10のうち6、7、9並びに施行通知及び 厚生労働省発表関連資料等をとりまとめた整理したものです。

食品一般の成分規格概要

2~4、6	食品は、非生物性加工食品(加工食品)として製造・包装・流通するものとする。ただし、食品添加物として定められている場合及び下記8~10で成分規格が定められている場合は、この限りでない。
5	下記表の農薬等は、食品に含まれるものであってはならない。
6	食品に残留する農薬等の検査量： 農薬の生体活性成分中心とした農薬等類の特定基準
7	食品に残留する農薬等の検査量： 同一規定する食品規格のほか、農林水産省の定める特定基準(いわゆる暫定基準)
9	食品(加工食品)に残留する農薬等の検査量： 食品に残留する農薬等の規格のうち、加工食品について定められた特定基準(いわゆる暫定基準)
10	製造又は加工される食品の原材料たる食品(上記6~9で規格が定められている食品を除く。)は、一律基準を超えて農薬等を含有するものであってはならない。
11	製造又は加工される食品の原材料たる食品(上記6~9で規格が定められている食品を除く。)は、一律基準を超えて農薬等を含有するものであってはならない。

[食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整理](#) (平成17年11月29日 厚生労働省医食薬食品衛生安全部長(通知))

[用語の説明](#)、[試験法](#)、[注意事項](#)

農薬別、食品別で検索できます

残留農薬基準値検索システム 公益財団法人 日本食品化学研究振興財団 [English](#)

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表

用語の説明・注意事項 [ポジティブリスト制度Q&A](#) [食品分類表](#) ③

① Q 農薬等から探す

- 英語
- あ行
- か行
- さ行
- た行
- な行
- は行
- ま行
- や行
- ら行
- わ行

検索

② Q 食品分類から探す

- 農産食品
- 畜水産食品
- 加工食品
- ミネラルウォーター類
- その他の一般食品
- あ行
- か行
- さ行
- た行
- な行
- は行
- ま行
- や行
- ら行
- わ行

検索

(注) 上記の他「食品において不検出とされる農薬等」が定められています。  
また、上記の各一覧表は、公益財団法人 日本食品化学研究振興財団が、官報及び厚生労働省発表資料を基に独自に編纂したものでありますので、この表の数値等をご利用になる場合は、官報等で再度ご確認ください。

“食品に残留する農薬等の限量一覧表”

- ① 農薬名で調べる場合は、「農薬等から探す」から残留農薬等基準を確認
- ② 食品名で調べる場合は「食品分類から探す」から残留農薬等を確認
- ③ 農産食品に該当がない場合は、「食品分類表」で探す。

財団法人 日本食品化学研究振興財団

更新日: 2008/05/12

**残留農薬等基準 農産物等の食品分類表 索引**

[\[残留農薬等基準 トップページ\]](#) [\[残留農薬等基準 検索ページ\]](#)

下記「農産物等の食品分類表」は、厚生労働省食品安全部より発表(2007.5.18)されたものを当財団が整理したものです。

**農産物等の食品分類表 索引**

あ	行	は	行
か	行	ま	行
さ	行	や	行
た	行	ら	行
な	行	わ	行

← 「農産物等の食品分類表 索引」から、食品分類を探す。

注1: いずれも生鮮食品としての分類である。  
注2: 医薬品に該当するものは、同じ植物であっても、食品衛生法に規定される残留基準の対象とはならない。

## ⑤器具・容器包装・おもちゃについて調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報](#)

健康・医療 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報

施設紹介 関連情報

トピックス おもちゃ、器具についての Q&A が掲載されています

トピックス一覧

器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正

2008年08月11日掲載 [食安発第0811001号「器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正に関するQ&Aについて」](#) [16KB]

2006年07月31日掲載 [食安発第0731001号「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」](#) [10KB]

おもちゃに係る改正

2009年09月14日掲載 [「指定おもちゃの範囲等に関するQ&Aについて」\(基準審査課長通知\)](#) [26KB]

2006年06月12日掲載 [「おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて\(その2\)」\(基準審査課長通知\)](#) [24KB]

スクロールダウン

施策紹介

規格基準

[器具及び容器包装](#) [29KB]

[おもちゃ](#) [13KB]

[洗浄剤](#) [8KB]

[\(参考\)指定添加物リスト\(規則別表第1\)](#)

おもちゃ、器具についての規格基準が掲載されています

## ⑥食品の一般規格基準、食品別規格基準を調べる

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 事業者向け情報

> [食品別の規格基準について](#)

健康・医療 食品

食品の安全性確保を基に国民の健康のために  
食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組み、日々の暮らしが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。

English

この冬はA型肝炎に注意しましょう。 | 食肉はよく焼いて食べよう。 | 安全な卵を賢く使おう。 | 食品中の放射能検査への対応 | カンパノウイルスによる食中毒にご注意 |

スクロールダウン

政策情報

対象者別施策情報の紹介(各施策を対象者別にまとめてあります)

- 消費者向け情報
- 医師・医療機関向け情報
- 事業者向け情報**
- 行政機関向け情報
- 子供向け情報

その他の事業者向け情報

- 食品別の規格基準について**
- 食品衛生法に規定する食品の回収情報
- 「食品衛生法等の一部を改正する法律(第170号)の公布について(平成15年5月30日)」
- 広域連合食品の製造に係る衛生管理の徹底について(自治体まで)
- 広域連合食品の製造に係る衛生管理の徹底について(関係団体まで)
- コンビニエンスストア等に所在飲食店営業施設基準等の取扱いについて
- 食品衛生法第85条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について

食品別の規格基準について

利用者の利便のため、「食品、添加物等の規格基準」(昭和44年厚生省告示第370号)の各条に記載されている規格基準を食品別に掲載しました。規格基準の改正が行われた場合は適宜更新していますが、最新の情報については、厚生労働省法令等データベースサービス及び新着法令を参照してください。

※ 厚生労働省法令等データベースサービス ■ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>  
 ※※ 新着法令 ■ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/new.html>

A ● 食品一般規格の成分規格  
 B ● 食品一般の製造・加工及び調理基準  
 C ● 食品一般の保存基準  
 D ● 各条

食品の一般規格基準が確認できます

- 清涼飲料水 [250KB]
- 粉末清涼飲料 [143KB]
- 氷雪 [130KB]
- 氷菓 [142KB]
- 食肉及び鮮肉(生食用食肉及び生食用冷凍食肉を除く。)[82KB]
- 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であって、生食用として販売するものに限る。 [122KB]
- 食鳥卵 [122KB]

個別食品の規格基準が確認できます